

滋賀県水道水健康危機管理実施要領

1 趣 旨

この要領は、「滋賀県水道水健康危機管理実施要綱」(以下「要綱」という。)に定める目的を達成するため、水道事業者が実施すべき事項を定める。

2 水質汚染事故の想定（要綱3関係）

「要綱」3.（1）に定める想定の内容については、次に挙げる項目とする。

（1）水質汚染事故種別の想定

ア 水道水源等によって生じる事故

a 表流水系原水

- ・ 油脂類、シアン、フェノール、農薬その他有害物質等の流入
- ・ 未処理又は処理不完全な家畜糞尿、公共下水による汚物等流入

b 地下水系原水

- ・ 汚水、家畜し尿、農薬等の浸透や流入
- ・ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物や六価クロムなど重金属類等の浸透や流入

イ 水道施設によって生じる事故

a 浄水施設

- ・ 侵入者による毒物・農薬等の投入
- ・ 誤操作や塩素注入機等の故障・注入配管の目詰まりによる塩素剤等の薬品注入不足
- ・ 使用薬品類の漏洩、誤操作に伴う不適切な浄水処理等による薬品過剰注入
- ・ 浄水池などの壁面亀裂からの汚水等の流入

b 送配水施設

- ・ 配水池の亀裂などからの汚水の流入
- ・ 侵入者による配水池等への毒物・農薬等の投入
- ・ 管破損事故による土砂・汚水等の残留
- ・ 工事、事故等による断水に伴う水質異常

ウ 水系感染症・食中毒等の発生

a クリプトスポリジウム等の病原性微生物による感染症の発生

b 赤痢等の水系感染症・食中毒の発生

c 化学薬品・農薬等による薬品中毒の発生

（2）水質汚染事故の影響規模の想定

ア 人の生命・健康面

a 取水停止や浄水処理の強化など水道事業者としての対応策は要するものの、健康被害を生じない場合

b 健康被害を生じる場合またはそのおそれのある場合

c 生命の危険を生じる場合またはそのおそれのある場合

イ 水道施設の管理面

a 水源上流域での水質異常があるが取水停止に至らない場合、および短時間の

- 取水停止（浄水停止）を行うが水運用等によって送配水が継続できる場合
- b 長時間の取水停止（浄水停止）を行い、減断水を生じる場合
- c 給水の緊急停止を行う場合

(3) 浄水処理等による除去の可否の想定

- ア 水源で水質汚染が発生した場合
 - a オイルフェンス、水源切り替え等の対策によって汚染物質の影響を阻止できる場合
 - b これらの対策によっても汚染物質の影響を阻止できない場合
- イ 取水段階で水質汚染が発生した場合
 - a 浄水処理強化等の対策によって汚染物質の影響を阻止できる場合
 - b 浄水処理強化等の対策によっても汚染物質の影響を阻止できない場合
- ウ 浄水段階で水質汚染が発生した場合
- エ 送配水・給水段階で水質汚染が発生した場合

3 応急措置等の必要機材の備蓄・整備（要綱3関係）

水道事業者は、「要綱」3.（2）に基づき、次の緊急措置等に必要な資機材を備蓄すること。

(1) 臨時の水質検査に必要な機材

採水器具・容器（褐色ガラス瓶、ねじ口ガラス瓶、滅菌瓶等）、簡易水質検査器具等
要領2で定めた想定に基づいて、検査実施機関と協議の上、必要量を確保すること。

(2) 緊急措置に必要な機材

オイルフェンス、オイルマット、粉末活性炭の備蓄等

(3) 応急給水に必要な機材

給水車、可搬式給水タンク、ポリ容器、非常用飲料水袋、広報車等

また、毎年度、県生活衛生課長が指定する日までに「事故時における支援体制および保有資機材等調査表（別紙参考様式1）」を県生活衛生課長に報告すること。

4 緊急措置（要綱5関係）

水道事業者は、「要綱」5.（1）ウ、オおよびカについて、次のことに留意すること。

(1) 取水停止

水源、取水もしくは導水の過程にある水に次のような変化がある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行う。

- ア 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- イ 臭気および味に著しい変化が生じた場合
- ウ 魚が死んで多数浮上した場合
- エ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ゴミや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

(2) 給水停止

- ア 水道水により健康被害を生じるおそれのある場合には、水道法第23条に基づいて、直ちに給水を停止するとともに、その水を使用することが危険である旨などを関係者に周知しなければならない。その後、汚染原因の排除の措置を採り、水質上の安全性を確認した後に速やかに給水を開始しなければならない。具体的には次のような場合が考えられる。
- a 水源、取水もしくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質もしくは病原性微生物により汚染されているか、またはその疑いがあるとき
 - b 浄水場以降の過程にある水が、人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質もしくは病原性微生物により汚染されているか、またはその疑いがあるとき
 - c 塩素注入機の故障又は薬剤欠如のために消毒が不可能となったとき
- イ 給水の緊急停止を行う際には、次のことを適切に定めて実施する。
- a 停止の方法
 - b 配水管からの汚染水の排除方法および洗浄方法・洗浄水の確保策
 - c 住民への広報方法(危険の周知徹底、受水槽等の排水・洗浄の勧告)
 - d 応急給水の方法

(3) 摂取制限を伴う給水継続

「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」に基づき、浄水中の有害物質の濃度が一時的に基準値を一定程度超過する水質異常が生じた場合においても、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについては、水道事業者の判断により、水道利用者に対して水道水の摂取を控えるよう広報しつつ、給水を継続(摂取制限を伴う給水継続)することができる。

5 対策・改善等(要綱7関係)

「要綱」7(1)および(6)イについては、次によるものとする。

(1) 応急給水の応援の要請

- ア 水道事業者が応急給水の応援を要請しようとするときは、事故の規模・給水人口・地形等を考慮して「応急給水計画書(別紙参考様式2)」を作成し、県生活衛生課長に提出する。
- イ 県生活衛生課長は、応急給水に万全を期すため、応援する水道事業者と協議の上、次に掲げる応援体制等の調整を行う。「応急給水応援出動要請書(別紙参考様式3)」
- a 給水車・給水タンクの台数および容量
 - b 動員人員
 - c 必要な資機材の品目および数量
- ウ 応援する水道事業者は、派遣する職員に必要な応じ次の物を携帯させる。
- a 給水用具および作業工具
 - b 応援事業者名を表示する腕章等
 - c その他必要なもの
- エ 応援する水道事業者は、県生活衛生課長に「応急給水応援出動報告書(別紙参考様式4)」を提出する。

オ 県生活衛生課長は、応援を必要とする水道事業者に「応急給水応援出動状況一覧（別紙参考様式5）」により連絡する。

カ （1）における別紙参考様式2～5の提出は、滋賀県水道協会Webサイトを通して行うことができる。

（2）応急給水の応援に要した経費

ア 応急給水の応援に要した経費の負担に関する基準は、法令その他別段の定めがあるものを除き、おおむね次のとおりとする。

a 次の経費は、応援を要請した水道事業者の負担とする。

- ・ 人件費のうち諸手当
- ・ 旅費
- ・ 応援資材
- ・ 車両等の調達その他これに関する経費

b 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援した水道事業者の負担とする。ただし、応援を要請した水道事業者において応急治療をする場合の治療費は、応援を要請した水道事業者の負担とする。

c 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を要請した水道事業者が、応援を要請した水道事業者への往復途中に生じたものについては応援した水道事業者が、その賠償の責に任ずる。

イ アにより難いときは、当事者間で協議して定めるものとする。

（3）給水再開のための技術支援

ア 県生活衛生課長は、水道事業者から給水再開に向けて技術支援の要請を受けたときは、その旨を水道技術支援チームリーダーに報告する。

イ 水道事業者は、早期の給水再開を図るため、水道技術支援チームの技術支援を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

（4）給水の早期再開

給水を停止した水道事業者は、給水停止の社会的影響を考慮し、早期復旧に努め、水道水の安全を確認後可及的速やかに給水を再開する。

6 組織体制（要綱8関係）

水道事業者は、本要領2で定めた想定に基づいて、「要綱」8.（1）で定める体制を立案し、非常時には直ちにその体制に移行して対応すること。

また、単独では事故への対応が困難な場合も想定され、他の水道事業者からの応援を求めることもあり、また、逆に応援することもあり得るため、積極的な相互応援体制を整備しておくこと。

付 則 この要領は平成14年12月 1日から施行する。

付 則 この改正は平成16年 1月16日から施行する。

付 則 この改正は平成16年 7月30日から施行する。

付 則 この改正は平成19年 4月 1日から施行する。

付 則 この改正は令和 3年 3月15日から施行する。